

へき地医療拠点病院の指定について

1 協議事項

医療法人マキノ病院からへき地医療拠点病院の指定を受けたい旨の申請があったため、へき地医療拠点病院として指定して差し支えないか、協議いただきたい。

2 へき地医療拠点病院について

(1) 概要

へき地における住民の医療を確保することを目的として、へき地医療支援機構[※]等の指導・調整の下に、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、遠隔医療等の各種診療支援等を実施する病院

※ へき地医療支援機構

広域的なへき地医療支援事業の企画・調整を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。本県においては、長浜市立湖北病院に委託。

(2) 根拠

平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号「へき地保健医療対策実施要綱」
「滋賀県へき地医療拠点病院指定要領」

(3) 指定

都道府県知事が指定

(4) 県内のへき地医療拠点病院

圏域	病院名	開設者	指定年月日
湖北	長浜市立湖北病院	長浜市	平成 15 年 4 月 1 日
湖西	高島市民病院	高島市	平成 15 年 4 月 1 日

3 へき地医療拠点病院の指定要件

「滋賀県へき地医療拠点病院指定要領」（一部抜粋）

第 3 条 へき地医療拠点病院は無医地区等を対象として、へき地医療機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対す

る協力に關すること。

- 2 前項に掲げる事業のうち、ア、イまたはカのいずれかの事業は必須とし、アまたはイのいずれかについては、原則として、月1回以上あるいは年12回以上実施すること。

4 マキノ病院におけるへき地医療活動について（別紙のとおり）

5 マキノ病院の指定に向けた状況

令和6年10月7日	へき地医療支援計画策定会議において合意
令和7年3月4日	地域医療構想調整会議（湖西圏域）にて合意
令和7年3月5日	マキノ病院から申請提出
令和7年3月21日	令和6年度第3回地域医療対策協議会
令和7年3月27日	令和6年度第2回医療審議会
令和7年4月1日（予定）	へき地医療拠点病院として指定

6 へき地医療拠点病院指定要領との整合性

マキノ病院は準無医地区である在原地区への巡回診療を年12回以上実施しており、今後も継続して実施する見込みがあることから、へき地医療拠点病院の指定要件を満たしており、指定して差し支えないと考える。